

令和5年6月20日(火)

令和5年第6回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和5年第6回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、1番：砂川栄徳委員、2番：奥濱 健委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の川満優翔 主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、使用貸借権、無償
移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は12件でございます。
受付番号1番から12番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から12番は、別紙参考資料1ページから12ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た
しております。以上で議案の朗読ならびに説明をおわります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は旧上野改善センターの西側100mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は旧宮原小学校から西側1kmの宮積集落に位置し、譲受人は農業経営の規模拡大でサトウキビ栽培です。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所はJAおきなわ資材店の北側の細竹集落の西側に位置し、譲受人は農業経営規模拡大でサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は城辺小学校の北側の市営城辺福北団地の南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所はユニマツホテル・アラマンダの北側に位置し、譲受人は機械等も所有してさつまいも栽培です。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は新里集落入口の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー作栽培です。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は来間島入口から南へ150mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は下地線のバイパス・オート、創価学会宮古文化館から松原集落向け西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は沖縄県農業研究センターから上区集落向けの民宿ざらつきの南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・牧草作栽培です。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所はJA家畜セリ市場の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

高原推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は旧来間葉たばこ乾燥施設から南側230mに位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ・サトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は佐良浜集落の佐良浜診療所から南側150mに位置し、譲受人は機械等は賃借してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、8番：喜屋武 隆委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 8番委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、4番委員

仲里委員：

受付番号5番・6番についてですが、譲渡人は部落自治会となっていますが、部落自治会に関しては自治会の総会議事録を添付することになっていますが、添付されていますでしょうか。

國仲事務局：

はい、部落自治会の総会議事録は添付されています。

議 長： ほかに質疑等はありませんでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
8番委員の入室・着席を認めます。

《 8番委員入室・着席 》

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、4件でございます。受付番号13番から16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号13番から16番は、別紙参考資料13ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は農業生産法人あしたの農業から南東側600mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は新城公民館から吉野集落向けの中間の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ作栽培です。

議 長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は（株）ミヤコンから北側400mに位置し、譲受人は機械等も所有して果樹（コーヒー）栽培です。

議 長： 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は宮國集落のアパラギゴルフ場隣のアパラギレインボーハウスの北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借の設定）について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。



議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、2件でございます。受付番号17番から18番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号17番から18番は、別紙参考資料17ページから18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は旧上野庁舎から南側600mのガーラバル集落のガーラバル団地の西側に位置し、譲受人は農業経営の規模拡大でサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所はJA城辺資材店から東側100mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号17番から18番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

~~~~~  
**議長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**國仲事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は6件でございます。受付番号19番から24番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号19番から24番は、別紙参考資料19ページから24ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号19番から24番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、13件でございます。
受付番号1番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番から9番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所はベスト電器宮古店の北側に位置し、譲受人は中間管理機構での貸貸借です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は城辺西東団地の東側に位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

受付番号3番の説明をいたします。場所はJTAドームから南側に位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は添道集会場の東側に位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は城辺福中集落センターから南側に位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

受付番号6番の説明をいたします。場所はサンエー宮古島シティーの南側に位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

受付番号7番の説明をいたします。場所は下地線の農業生産法人ミナバ果樹園の東側に位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

受付番号8番の説明をいたします。場所はアットホームこころの北側に位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

受付番号9番の説明をいたします。場所は伊良部市営横嶽団地の南側に位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所はJA家畜セリ市場から山中集落向け500mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は新城公民館から吉野集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに舗装説明を城辺 2 区推進委員にお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は新城公民館から吉野集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 1 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 3 区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は宮國集落の北西側一帯に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、1 6 番委員

長濱委員：

受付番号 4 番についてですが、譲受人に関してですが貸借していても農地を借りる事が出来ますでしょうか。

川満事務局：

この案件については、再度、調査確認してから来月の総会に提出したいと思えますので、今回は保留とします。

議 長： ほかに質疑等はありませんでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を 4 番を除いて原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 3 議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積企画（所有権移転）は1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番に関しては、譲受人が土地の賃借があるため、取り下げします。

議 長： 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積経過（所有権移転）に関しては、事務局からの説明のとおり今回は取り下げとして決定します。

議 長： 休憩します。

~~~~~  
**議 長：** 再開します。

**議 長：** 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**田名事務局：**

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合票のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和5年6月5日（月曜日）に調査員として、1番：砂川栄徳委員、芳山会長、事務局の上地局長、田名次長、前泊調整官、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時30分から午後3時20分まで現地調査、午後3時20分から午後5時20分まで事務局にて調査内容調整会議、6月12日の内部審査会での4条申請5件、5条申請9件、合計14件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は旧 NTT 西日本宮古センターの北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域、都市計画法上の用途地域内にある第1種低層住居専用地域の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は県営久貝団地の西側20mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）、街区に占める宅地の割合が4割を超えている区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

田名事務局：

受付番号3番の説明をいたします。場所は東急リゾートホテルから西側600mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、周辺農地が概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、2番委員

奥浜委員：

この案件については、前回は提出されて保留された案件ですが、

前泊事務局：

前回にも提出されて保留された案件ですが、沖縄県の農政経済課への確認で第1種農地であれば、この案件の整備を許可できる理屈はないと考えられるため不許可が妥当という回答を得られました。

議長： 事務局からも県農政経済課から不許可が妥当との回答を得ていますので、この案件に関しては不許可としてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、受付番号3番を除いて原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、10件でございます。受付番号1番から10番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から10番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は与那覇防災センターから津嘉山荘向けの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地(4割街区)、街区に占める宅地の割合が4割を超える区域内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は陸上自衛隊宮古分屯地から東側500mの千代田ハイツ内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）、街区に占める宅地の割合が4割を超える区域内の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は古謝そば屋の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域、都市計画法上の用途地域内にある第1種低層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域のある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は東小学校の南側20mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は東小学校の南側20mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし



議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は伊良部徳州会病院の西側1.2kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農用地区域内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は市営北団地・北保育所の裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は市営北団地・北保育所の裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が 10ha 未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

田名事務局：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は沖縄トヨタ宮古支店の裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、用途地域、都市計画法上の用途地域内にある第 1 種中高層住居専用地域の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

田名事務局：

受付番号10番の説明をいたします。場所は久松漁港から北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

( 委員会規則に基づく発言等 )

宮古島市農業委員会会議規則第21条 ( 委員の発言 )

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、  
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和5年第6回宮古島市農業委員会総会を閉会  
いたします。ありがとうございました。

閉 会：

令和5年6月20日

|       |         |
|-------|---------|
| 会 長   | 芳 山 辰 巳 |
| 1 番委員 | 砂 川 栄 徳 |
| 2 番委員 | 奥 浜 健   |